

情報公開請求審査請求料金表

- ※ 下記の1, 2, の相談以外は特定行政書士制度を利用することが前提です。
- ※ 「特定行政書士制度限定」とは、申請前から行政書士が開示請求書の作成に関与している場合のことを意味します。(注) 関与が無い場合には、開示請求の再申請から行う必要がありますのでご相談下さい。
- ※ (形式)(簡易型)の文書の作成は、依頼人自身の主張のみを編集記載して作成するサービスです。当事務所の見識を不要とするために低廉な予算を実現しております。
- ※ 以下の料金の他、コピー代金(一枚6円)や切手代金等の実費が必要になります。

相談			
特定行政書士制度を利用する再申請での開示の可能性をお考えの方のための相談です。			
1	不開示に関する相談	30枚まで4000円 30枚を超えると1枚につき300円加算して計算。	具体的な事案に応じて、開示決定の可能性を調査報告します。 ・ヒアリング ・法律調査 ・報告
2	小為替簡易相談	8枚まで定額小為替1000円による支払。	(不開示)黒塗りされた書類の性質と不開示理由を照らし合わせて、審査請求の争点となりそうな部分をレクチャーします。
3	審査請求書作成相談	3000円(形式)	・法律に沿った形式の審査請求書を作成するための相談です。
		5000円	・法律に沿った形式の審査請求書の作成+主張内容の表現や、法律事項の観点から、本件事案にふさわしい審査請求書を作成する相談です。
4	自分で審査請求総合レクチャー	6000円(形式)	・書面の様式等の説明を、審査請求が終わるまで継続的に行います。主張内容等を含みません。自分で審査請求を進めたい方におすすめです。
		20000円(30枚までの不服)	・法律論や主張のアドバイスも含めて総合的に審査請求をサポートします。書面の作成は自分で行う必要があります。

審査請求書等の作成			
5	不作為に対する審査請求	4000 円	開示請求に対して、いつまでも決定がされないで困っているときの審査請求。
6	審査請求書の作成	17000 円～（審査請求の理由欄が5枚を超える場合は6枚目～1枚につき1500円加算で計算する。）	
		簡易型 8000 円～（審査請求の理由欄の記載が5枚を超える場合には6枚目～1枚につき1000円を加算で計算する。）	簡易型の審査請求書は、依頼人の不服申立理由を文書にする形で作成する。以下の事項を含んで作成されない。 ア、当事務所の法律構成による主張イ、参考判例及び文献の記載
7	反論書の作成	10000 円～（5枚を超える場合には、6枚目から1枚につき1500円を加算して計算する。）	
		簡易型 5000 円～（審査請求の理由欄の記載が5枚を超える場合には6枚目～1枚につき1000円を加算で計算する。）	簡易型の審査請求書は、依頼人の不服申立理由を文書にする形で作成する。以下の事項を含んで作成されない。 ア、当事務所の法律構成による主張イ、参考判例及び文献の記載

審査請求等の代理			
8	審査請求の代理（口頭意見陳述を含まない。）	30000 円～（対象文書が100枚を超える場合には、101枚目から一枚200円で加算して計算）+成功報酬 成功報酬 一部容認 15000 円 全部容認 30000 円	※ 「対象文書」とは開示請求により対象となった文書のうち不開示（黒塗り）となっていて開示を求める文書をいう。
9	簡易型	18000 円（対象文書が100	※、簡易型の審査請求は、審査請求

	審査請求の代理(口頭意見陳述を含まない。)	枚を超える場合には、101枚目から1枚100円で計算。)	人の不服のみを主張し、当事務所のノウハウを利用しないことから、成功報酬は発生しない。
10	口頭意見陳述の代理	当方指定の日が取れる場合、30000円+交通費 当方指定の日が取れない場合、60000円+交通費	※ここで言う口頭意見陳述は情報公開法上の規定によるものである。 不服審査法上の口頭意見陳述は別途相談。 ・遠方で行う必要がある場合には、東京都中野区まで、日帰りできる範囲に限る。

(例)

1、自分の主張で審査請求をしたい。

(1) 3相談のみ 3000円

(2) 6(簡易)審査請求書作成8000円+7反論書作成(簡易)=13000円

2、自分の主張+法律上の問題も併せて主張したい。

(1) 自分で書く

ア、1相談報告書をもとに自分で書いていく4000円

イ、1相談3000円+3書類作成相談をおこない自分で書いていく6000円

(2) 法律論のある審査請求書を作成してもらう。

ア、審査請求書作成17000円+簡易反論書5000円。22000円

イ、審査請求書作成17000円+反論書10000円 27000円

3、審査請求を代理してもらう。

ア、簡易型18000円

イ、A,30000円(請求が認められない)

B 30000円+15000円=45000円(請求の一部容認)

C 30000円+30000円=60000円(請求の容認)

代理のメリット

- ・省庁とのやり取りも全部おこなってくれる。
- ・負けたときは30000円なので、書類作成を頼むよりもお得。
- ・再反論書の作成に費用がかからないので、納得いくまで主張を頼むことができる。